

北方領土問題対策協会分科会（第11回）議事録

- 1．日 時　：　平成19年7月31日（火）13:58～16:04
- 2．場 所　：　独立行政法人北方領土問題対策協会会議室
- 3．出席委員：　上野委員、大隈委員、渡邊委員
- 4．議事次第：
 - （1）開　　会
 - （2）分科会長の互選
 - （3）分科会長代理の指名
 - （4）平成18事業年度業務実績報告について
 - （5）平成18事業年度財務諸表等について
 - （6）平成18年度における調達について
 - （7）閉　　会

山本参事官　本日はお忙しい中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。私、この分科会の事務局であります内閣府北方対策本部参事官の山本でございます。分科会長の互選を行いました後は分科会長の方で進めていただきたいと考えておりますが、互選までの間、議事進行を務めさせていただきたいと思っております。

今年の初めに防衛省ができましたこと、また、これまで北対協の分科会の分科会長をお務めいただいております飯田委員が任期満了ということでご退任されたこともあり、この分科会は今、資料1のような形になっております。

当分科会に初めてご参加いただく渡邊、大隈両先生に自己紹介をお願いした後、内閣府独立行政法人評価委員会令に基づきまして、分科会長の互選、分科会長代理の指名という形で行いたいと思っております。

新たに委員に就任いただき、初めてご出席いただいております先生のご紹介ですが、まず国土館大学大学院客員教授の渡邊光一先生にお

かれましては、6月27日に新たに内閣府の独立行政法人評価委員、当分科会委員としてご就任いただきました。

渡邊委員 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

私、もともとNHKの報道部門におりまして、ロシアのモスクワの特派員とか、インドのニューデリー、ドイツのボンとか、海外での取材を主に経験してまいりました。北方領土とのご縁もそういう中で生まれたわけですが、ちょうど私がロシアにいたころ、北方領土に戦後誰も行ったことがないということで、視察に行かないかという話が出てきたり、その頃から北方領土の動きがいろいろと出てきたわけです。私がモスクワにいたころゴルバチョフさんが登場し、日ソ間で、領土問題をめぐる交渉が始まりました。北対協とのお付き合いもそのころからです。

NHKをやめてから、かれこれ7~8年になりますが、その後、東京の稲城市にある駒沢女子大学で教授として国際政治を教えていました。今年から国土館大学の大学院で教えているというのが私の簡単な自己紹介です。どうぞよろしくお願いいたします。

山本参事官 続きまして、公認会計士としてご活躍中の大隈暁子先生です。

大隈委員 はじめまして、会計士の大隈暁子でございます。

渡邊先生の後で何も申し上げることがなくて、北方領土には明るくないのですが、会計士という職業柄、財務関係につきましては見れるかなと思います。精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山本参事官 早速ではございますが、分科会長の互選に入らせていただきます。

内閣府の独立行政法人評価委員会令の第5条第3項に基づきまして、分科会委員の皆様のご互選によりまして分科会長を決めることになっているのですが、ご提案がございましたらお願いします。

渡邊委員 2年間経験されていますので、上野さんをお願いするのが

きわめて妥当だと私は思います。

山本参事官　そういうことでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

山本参事官　それでは、新たに上野先生に当分科会の分科会長をお願いしたいと思います。この後の議事進行は先生にお渡しいたします。よろしく願いいたします。

上野分科会長　２年間、この分科会で委員、分科会長代理を務めさせていただきまして、大したこともできなかったようにも思いますが、ふつつかですが、よろしく願いいたします。

山本参事官からも説明のあったとおり、内閣府の独立行政法人評価委員会令第５条第５項に基づいて分科会長代理をあらかじめ指名することになっておりますので、私が一方的にお願いすることになるかと思いますが、北方領土をご訪問された経験もお持ちですので、ぜひ渡邊先生に会長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

上野分科会長　それでは渡邊委員に会長代理をお願いしたいと思います。

事前にご案内のとおり、内閣府の独立行政法人評価委員会議事規則の第２条に則り、分科会長として、第１１回北対協分科会を開催させていただきたいと思えます。

今日、お二方とも、北対協の分科会は初めての委員ということですので、議事に入る前に、独立行政法人北方領土問題対策協会、我々、通称北対協と呼んでおりますが、井上理事長より簡単に、協会について、あるいは取り巻く環境についてご説明をいただいて、その後、職員の方々に自己紹介をお願いしたいと思いますので、理事長、よろしく願いいたします。

井上理事長　井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は暑い中、北対協までご足労いただきまして大変恐縮しており

ます。ありがとうございました。

新しい分科会長、分科会長代理、メンバーの方も大幅に入れかわりましたので、新しい分科会という感じがいたしております。改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

冒頭、分科会長からもお話がありましたように、独立行政法人としての北対協の概略といひますか、特徴のようなものについて簡単に、少しお時間をいただひて説明させていただきたいと思ひます。これから皆様方に行つていただきます北対協の活動の評価に当たつての参考になればという趣旨でご説明させていただきたいと思ひます。資料 5「総合評価表」を流用させていただきまして、北対協の業務の全体像をご紹介したいと思ひます。

資料 5 は、これから先生方にお書きいただく答案表ですが、左側に評価項目がありまして、 から 、 が 1 から 5 までに分かれておりますが、北対協の所掌事務は、 の 2「国民に対して提供するサービス」の(1)(2)(3)、国民世論の啓発、調査研究、元島民等に対する援護が三本柱でございます。

この中で 2 点ばかりコメントしていききたいと思ひますが、(3)の「北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施」は、北方地域旧漁業権者等の特別措置法という法律がありまして、北対協の立場は、その法律の施行事務を請け負つているような形になっておりまして、ほかの業務とは性格が違つております。そういう構成になっておりますので、北対協全体は、国からの運営費交付金を資金として基本的に運営されているわけでありまして、(3)の 、旧漁業権者等に対する貸付業務につきましては、運営費交付金とは別立てで、補助金の形で支給されております。そう考えますと、項目別評価表の項立ては、年次計画、中期計画の項建てと等しいわけですが、(1)(3)となっておりますが、もう少し詳しく見ると、北方領土問題の解決促進を目的とする業務として啓発、調査研究、(3)の を除いた援護と、2 番目として、国から交付された 10 億円を基金とした貸付事業であるわけですが、10

億円を基金とした法律に基づく貸付業務の施行事務という二本立てになっているというのが、別の面から見た構成であります。協会法もそのような整備をしております、啓発、調査研究、貸付を除く援護を 1 号事務として、法律の施行事務を 2 号事務として整備されているところでもあります。

もう一つ、(1)の 、北方四島との交流事業、これはビザなし事業と言われているものですが、1991 年にゴルバチョフが日本に初めて、ソ連の最高指導者として来たときに提案されたものということで、平成 4 年から始まっております。そういう意味では、北対協の設立が昭和 44 年ですので、当初には予定されていなかった業務を途中から取り入れたことになっております。現在ではかなり大きなウエイトの業務となっておりますが、法律上は、従前からの形を通しておりますので、啓発事業の一部として、ビザなし交流事業を読むということで現在まで来ています。

これから話が出ようかと思いますが、この交流事業にかかる船舶について、専用船をつくるというような話がございまして、その中で北対協をどういう位置づけにするのかという議論がこれから出て来ようかと思いますが、そのような形での役割が北対協に付与されるとすれば、このあたりは法律上の整理も必要な事項かと考えているところでもあります。

業務については以上のような構成であります、歴史経過的に申しますと、北対協は平成 15 年 10 月に、従前の特殊法人から独立行政法人という形に組織替えをしました。独立行政法人と特殊法人を比較しますと、独立行政法人の特徴と申しますのは、通則法を持っている、したがって、独立行政法人に共通の組織の管理ルールを持っているという点で、特殊法人とは大いに異なっていると思います。そういう仕組みでありますので、先生方ご案内のとおりであります、独立行政法人については、どのような組織を独立行政法人という組織カテゴリーの中に入れるかということで、定義が通則法の中に書いてあります。

それによれば、公共上の見地から確実に実施される必要があるけれども、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないもの、事務事業を、何らかの事情があって行わせるのが独法だということになっております。国が直接実施する必要がないというのは、当該事務事業について、他の主体、例えば民間の主体が、何らかのインセンティブが働いて、その活動によって公共的な必要性を満たすことが可能であることが考えられているのだらうと思います。そのようなものについて、ただし、放置しておけば実施されないおそれがある場合について独法を置くという位置づけですので、独法については従来よりも、特殊法人よりも、国からの強い独立性を認めるかわりに、民間企業に求められるような効率性あるいは効果性をより強く求める仕組みになっているわけでありまして。こういう独立行政法人の定義ないしは仕組みから考えますと、前からたびたび、この評価委員会でも議論いただいたことですが、北対協は、独法というカテゴリーの中ではマージナルなところにあるのではないかと、という感じを強く持っております。マージナルな位置を占める理由の一つは、北対協の任務、業務の内容が大変公務性が高いということでありまして。公務性が高い内容ですが、第1番目は採算性がないということが中心的なところでありまして、それ以外の面においても、例えば行政といいますか、政策といいますか、そういうものとのフィードバックの関係が大変強いのではないかと。そういう意味では、行政との一体的な運用を強く求められる。そういう意味では非独立性が北対協にはあるように思います。

そのような性格の業務ですので、目的の達成を、一定の指標でシビアに示すことがなかなか難しい。非数値性とでもいいたいまいしょうか、そういう側面があるというのが、北対協の公務性が高くて、独法としてはマージナルなところに位置するのではないかと考える理由であります。

このような北対協の位置が、これまでもそうでしたが、独法横並びで設定されてくる評価の視点あるいは方法、例えば数値目標とか効率

性、コスト成果の要求とか、あるいは公務と民間との根回しの厳格化ということについてなかなかうまく接合しないということが個別具体的に出てきまして、これまでも評価委員会も、皆さん方にご苦勞をかけてきたところだと思っております。

第 2 のマージナルという意味は、独法の中で最小規模の法人であるということでもあります。

独法の特徴は、先ほど説明しましたように、また、皆さんご承知のように、従来の特種法人と比べるとオーバーヘッドといいますか、管理的な機能、管理的な規制の部分が大変多くて、しかも、通則法によって一律に、各法人に同じようなルールが適用されますので、法人の大小にかかわらず、一定の管理義務、管理負担が求められております。そういう点では、小さな規模の法人にとっては、その意味での負担が大きいという側面がございます。

逆に言えば、独法の組織モデルは一定以上の規模を前提としているということが言えるかと思いますが、そういう点で考えますと、北対協の職員定数は 19 名で、独法中最小であります。

しかも、貸付事務というような、歴史的にも内容的にも異質の業務を持っているために、東京のほかに札幌にも事務所を構える体制になっています。そういう点で、実質的にはさらに小さい感じがしまして、そういう中で、独法としては、北対協が規模の面でもマージナル、限界ではないだろうかという気がいたします。

加えまして、これもこれから議論が出てくるとと思いますが、平成 23 年までに、現在の 19 名定員をさらに 2 名減員する。10% 近くに当たりますが、これが決められております。この問題については、内部の効率化だけでは到底対処することが難しい規模だと思っておりますので、事務事業の縮小削減を含めて検討しなければいけないと思っておりますが、片や、先ほど申しましたような公務性、行政との一体的な部分がありますので、そこもなかなか難しいという事情であります。

今日は頭だけのご説明にさせていただきたいと思っておりますが、以上の

ような意味で、北対協が、独法という組織類型の中でかなり端っこの方にいる、それゆえにいろいろな問題が起きているということを冒頭にご理解いただきたいと思ったわけであります。

北対協ですが、平成 15 年 10 月に独立行政法人になりまして、今年度が第 1 期の最終年を迎えております。昨年、前倒しで見直しが行われまして、平成 20 年から始まる第 2 期への基本方向が出されておりますが、その内容は、先ほどご紹介した定員削減をはじめとしまして、東京、札幌の両事務所の移転とか、調査研究事務の抜本的な見直しとか、あるいは貸付事務におけるリスク管理債権の評価とか、大変厳しい内容が盛り込まれているところであります。

これからの分科会の作業は、昨年度 18 年度の事業実績の評価をお願いするわけでありますが、以上のような、かなり雑駁な説明でしたが、事情背景があるということ踏まえて、ぜひご的確な評価をお願いしたいと思います。

このような体制ですので、いろいろと不十分なところもあるかと思いますが、どうぞお許しをいただきたいと思っております。

冒頭に当たりまして、全体の説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。

上野分科会長 ありがとうございました。

では、北対協の職員の紹介をお願いしたいと思います。

井上理事長 右側ですが、貸付業務をやっております、札幌事務所に勤務しております専務理事の長尾でございます。右隣に行きまして、札幌事務所長をやっております飛山でございます。左手が、東京事務所で事務局全体の統括をやっております事務局長の岩崎でございます。以上でございます。

上野分科会長 ありがとうございました。それでは議事次第に沿って、本題の議事に入りたいと思っております。

北対協より、平成 18 年度業務実績についてご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

岩崎事務局長 業務実績についてでございますが、資料 3 と資料 4 をご覧下さい。資料 3 が業務実績報告書、資料 4 が、評価をお願いいたします項目別評価表でございます。これには自己評価の案も入れてございますので、合わせてご覧をいただければと思いますが、資料 4 に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

昨年ご評価いただきました 17 年度の実績評価につきまして、行政改革の重要方針などの指示に基づきまして、当協会の組織、業務の見直しを前倒し、18 年度中に行うことをあらかじめ決めていただきましたので、総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会から、17 年度のご評価につきましては特段ご意見がございませんでしたということだけ、冒頭に申し上げさせていただきます。

それでは、項目評価別の 1 ページですが、第 1 の業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置でございます。人件費を除く一般管理費について、中期目標期間の最終年度、本年度であります。特殊法人時代の最終年度平成 14 年度に対して 13% 削減する。経費の削減でございますが、そういう目標計画を持っております。

実績の欄をご覧いただきますと、14 年度の一般管理費が 5,600 万円、これを最終年度の本年度末には 4,900 万にするという計画でございます。18 年度におきましては、対前年度比約 400 万の減であります。縮減が実現できております。したがって、削減計画に向けて私ども順調に進んでいると考えております。

17 年 12 月の行革重要方針に基づきます、17 年度に対して 18 年度以降 5 年間で 5% の人員削減を行うという、いわゆる数の減でございますが、中期目標期間の最終年、本年度ですが、1 名の職員を削減するという指示、計画がございます。業務を考えますと、非常につらい縮減ではありますが、1 名の削減を予定いたしております。

役職員の給与水準の見直しでございます。国家公務員の給与構造改革等に準じて実施をいたしております。さらに今後 5 年間にも、順次改革ということでメニューが示されるであろうと思っておりますが、これも

国に準じた措置をとる必要があると考えております。

業務経費の関係でございますが、毎年度、前年度比 1% の経費の削減、効率化を図るという計画でございます。実績の欄でございますが、一般業務勘定におきましては、事業費は 17 年度予算 4 億 8,296 万 7,000 円でしたが、これに比べまして 482 万円ほどの削減を行っております。貸付業務勘定におきましても、17 年度 1,784 万 9,000 円でしたが、18 万円ほどの削減、いずれも 1% の目標は達成しているのではないかと考えております。

2 ページをお願いいたします。第 2 の国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置でございます。

一つ目は国民世論の啓発に関する事項。私ども協会の大変大きい業務の一つでございますが、一つ目は北方領土返還要求運動の推進でございます。

評価項目、18 年度計画の(ア)()、2 月 7 日の全国大会、「北方領土の日」というのがございます。これ以外に、毎年 2 月、8 月が強調月間ということでございますので、各都道府県での各種大会あるいは研修会、講演会、さらにイベントでございますが、キャラバンあるいはパネル展その他署名活動等、いわゆる啓発行事、それから各民間団体でございますが、各種の啓発事業、行事が行われております。当協会は、これらの行事に対して支援をすることになっております。

中期目標・計画におきましては、一番左の枠の下の段落でございますが、目標期間中の各種大会等に対する支援は、毎年度 100 回以上の水準を保つという目標を立ててございます。

これに対して実績の欄をご覧くださいますと、18 年度におきましては 115 回を計画いたしましたが、122 回の実施、金額的には約 4,537 万円ほどの支援を行うことができます。

さらに、これらに対する支援の条件、対象、審査が適切に行われているかという観点でございますが、支援に当たりましては、条件、対

象内容等々、適切に審査が行われているものと考えております。

これらの県民会議が実施した県民大会等の開催状況は、資料 3 の 12 ページから 30 ページにまとめさせていただいております。後ほどご参照いただければと思います。

3 ページの中ほどですが、県民大会など各種大会には、研究されている方、有識者の方とか返還運動の実務家、あるいは元島民の方たちに講師としてお願いをいたしておりますが、これも目標を立てておりまして、18 年度は 39 回の計画に対しまして、実績で 48 回の派遣をさせていただいております。これも目標は達成できたと考えております。

評価項目の(ウ)ですが、啓発事業におきまして、18 年度の特別事業といたしまして、北方領土返還の早期解決に向けての決意を内外に強く訴える趣旨を持ちまして、2 月と 8 月の強調月間には、都道府県、県民会議の統一行動として、特に啓発懸垂幕、横断幕とか看板、電光盤、掲示板等々であります。全国一斉に掲出をする都道府県民会議統一行動事業を特別事業といたしまして実施をいたしました。この結果も資料 3 の 30 ページから 32 ページにまとめさせていただいております。これもご審査いただく際にご参照いただければ、と思います。

次の(エ)、全国に配置をさせていただいております推進委員の方々の関係でございます。委員の方々は、私ども協会、県民会議あるいは都道府県の関係部局、これらとの連携を緊密にする役目を持ったパイプ役としてお願いをしている方々でございますが、中央と地方あるいは地方団体間の連絡調整等の役割を果たす役目をお願いしておりますが、そういう方々は、知事の推薦を受けまして協会が委嘱をする、その期間は 1 年間ということになっておりますが、全都道府県に配置をさせていただいて、的確あるいは効果的な啓発事業の推進、効率的な業務運営等々を担っていただいているということでございますが、的確な情報をその委員さんに提供したかという観点も、評価の項目がございます。

私どもは各委員に情報の提供を効果的に行い、私ども協会との連携

も十分に行われたと考えております。したがって、毎年の啓発活動をスムーズに実施をされていると認識をいたしております。

4 ページの評価項目の(オ)についてでございます。推進委員の全国会議あるいは県民会議代表者の全国会議、あるいはブロック会議等の開催について、いずれも予定どおり開催したかという項目でございますが、これらも予定どおり開催をさせていただいております。業務報告の33ページから、実施の状況をまとめさせていただいております。後ほどご参照をお願いいたします。

5 ページの広報の関係についてでございます。標語の募集のところでございますが、18年度におきましては4月1日から9月末日まで、はがきあるいはインターネットによりまして募集を行っております。この結果、約3,000件の2,898件の応募がございました。この中から最優秀者1名、優秀4名、佳作5名が入選者として決定いたしました。

特に最優秀賞、最近使っておりますが、四島ということで、「四島(しま)還れ! 日本の声です 叫びです」という標語を使いまして、ポスターを昨年作成いたしまして全国に配布いたしました。

6 ページ、「北方領土を目で見る運動について」という項目でございます。建物のことをここでまとめさせていただいておりますが、根室管内に三つの啓発施設がございます。これらの施設の展示資料を充実し、常設している意見箱の意見を集約して、さらにサービスの向上に努める計画を立てているものでございます。

納沙布にあります北方館では、テレビ望遠鏡の増設という要望がございました。さらには内容の紹介、有料で利用なのか無料で利用なのか、その辺の案内もしっかりしてほしい、バリアフリー化を進めてほしいという要望がございました。これらの整備を18年度行ったところでございます。

別海町にございます別海北方展望塔、あるいは羅臼町にございます羅臼国後展望塔、それぞれご要望がございました。これらは19年度以降、年次計画を立てまして、展示物を含めて充実をさせていきたいと考え

ているところでございます。

次に、青少年あるいは教育関係者に対する啓発の実施についてでございます。私ども協会では、次世代を担う青少年の育成、返還運動を担っていただく後継者の育成が大変大事、特に私どもの理事長が力を入れている分野でもございます。

これら後継者の育成に必要な各種の事業に取り組んでいるところでありますが、昭和46年から実施をいたしております、元島民の三世を対象にいたしました北方少年交流事業、例年、夏休みのこの時期に、総理大臣及び北方担当大臣に、子どもたちの四島に対する思いをお伝えして、一刻も早い返還解決に資するように、子どもたちの気持ちを伝える。本年も先週、この事業が行われたところでございます。

二つ目が、平成14年から、中高生と中学の社会科の先生、現場で教育をされている先生合同での、根室におきましての現地研修にも力を入れているところでございます。

さらに平成13年から実施をいたしております、大学生を対象に同じく根室で開催をいたしておりますが、北方領土ゼミナールという事業も持っております。いずれも18年度はそれぞれ計画をいたしまして、計画どおりに実施をいたしました。

あわせて、アンケート調査を実施いたしておりますが、目標の中にも、80%以上の参加者から、有意義だったという回答を得るべく努力しなさいという項目であります。結果は80%をクリアできたと考えております。

もう1点は、18年度から新たに、北方領土ゼミナール参加あるいは、後ほど交流事業の際にも申し上げますが、「後継者の船」という事業を持っておりますが、それに参加をした大学生を中心に、北方領土問題学生研究会という事業を新たにスタートさせたところでございます。この成果は7ページから8ページにまとめさせていただいておりますが、三つのテーマがまとまったのかなと考えております。

一つは、大学祭などのイベントに利用できるような啓発事業マニュ

アルの作成、二つ目は北方領土とはどういうものかということで、北方領土を勉強していただくための検定試験問題集の作成という観点でございます。三つ目は、ロシア青年との対話交流を促進するための方法などをまとめていただいた。いずれも18年度、なかなかの出来でありましたが、本年度もこれを引き続き充実させよう、あるいは試行してみようというところまで来ております。さらにこの事業は充実をさせていきたいと考えております。

8ページの下段になりますが、北方領土問題教育者会議の設立の推進という観点でございます。18年度末現在で29の都道府県において設立をされております。まだ若干残っておりますので、47都道府県において設立されるように努力をしていきたいという課題の一つでもございます。これは15年度からスタートした事業であります。過半数を超えたところでありますので、ただいま申し上げましたとおり、残る半数の設立に向けて努力をしていきたいということでございます。

9ページ、教育者会議の連携を図るという観点から、毎年3月に全国会議を開催いたしております。本年も3月に開催をいたしました。特に内閣府の特名担当大臣であります高市大臣のご出席をいただきまして、お集まりの各教育者会議の先生方と大臣との間で活発な議論が行われたところであります。大変有意義な会議であったと評価をいたしております。

参加をされたのが現場の先生でありますので率直なご意見が聞けたところでありますが、大臣の積極的な意見も聞かれ、先生方の間の連携というのでしょうか、実践教育の経験発表とか、先生方がこれから現場で使うような資料の情報提供もありました。さらには現場で使う教科書、教材を先生方が独自につくりたいという発想もありますので、今年度、それらに向けて作業をお願いすることも考えております。

次に、インターネットを活用した情報の提供についてでございます。各都道府県の県民会議の活動状況の情報あるいは当協会の実施状況を1カ月以内に更新するという目標を持っておりますが、これも啓発手段

の一つであります。さらに充実すべく工夫をしていく課題と考えております。

特に、当協会のホームページのリンクの充実を、これまでの評価におきまして先生方からご指摘を受けておりますが、18年度末で協会ホームページに、関係団体のホームページ27件をリンクし、うち18年度は2件、新しくリンクをさせていただきました。関係機関の団体のホームページにも、18年度には新たに6件のリンクをしていただいております。アクセス件数も18年度は14万件ということで、実績の欄に15年度から実績を書かせていただいておりますが、かなりの増加を見たところでもございます。

10ページの下段、北方四島との交流事業の実施ということでございますが、いわゆるビザなし交流ということでございます。訪問の事業でございますが、18年度において年10回実施あるいは支援をする計画を立てております。北対協の事業として、全国の参加者を対象にする事業であります。予定どおり5回、また、北海道内の参加者を対象にする北海道推進委員会の主催の事業も予定どおり5回、都合10回実施をいたしたところでございます。事業が効果的に行われたかどうかという観点で、これもアンケート調査になるわけですが、12ページに、いずれも8割以上の参加者から、有意義というアンケート結果を頂戴いたしております。

また、四島在住のロシア人の受入れについてでございます。18年度におきましては2回、佐賀県と鳥取県において計画どおり実施をいたしております。

13ページ、専門家の派遣あるいは受入れでございます。一つは青少年の派遣と合同で実施をいたしました教育現場、中学校の社会科の先生方を中心にした教育専門家の訪問を実施いたしました。それ以外には日本語講師ということで、三島に、国後、択捉、色丹であります。それぞれ約1カ月派遣をする事業、これも予定どおり実施をしたところでございます。なお、専門家の受入れの方は18年度においてはござ

いませんでした。

また、日本語講師の派遣の効果につきましてどうだったのか、ということについてですが、この事業は平成10年からの実施でありますので、10年目を迎えております。昨年、ロシア人の要望を聞いて、それに合わせる形でのカリキュラムなど、ニーズにあった内容にすべきではないかということで、評価委員の先生からご意見をいただいたところではありますが、18年度におきましては、日本語講師として参加された方、先生方のご意見あるいは受講者の要望なども、現場での雰囲気をお教えいただきまして、できる限り要望に沿ったカリキュラムあるいはクラス編成を実施したと考えております。

19年度は、ただいま二島が終わりまして、これから残りの一島、国後であります。派遣する事業を持っておりますが、今年はさらに現地での実態調査みたいなことを、派遣をいたします日本語講師の先生にお願いをして、さらに充実したカリキュラム内容を組んでいきたいという計画も持っているところでございます。

14ページの下段になりますが、北方領土問題に関する調査研究という項目でございます。研究会の開催状況でございますが、研究会は年6回計画し、予定どおり実施をしたところでございます。6回目の開催、特に研究会という形式にはとらわれず、今後の調査研究業務のあり方を検討する場として開催をさせていただいております。これらの結果につきましてはホームページにその都度掲載をさせていただいております。

15ページ、国際シンポジウムという事業についてでございます。昭和60年から始めております。18年度は22回目の開催になったところでございます。ロシアと領土問題を抱えるバルト三国のエストニアから研究者をお迎えして領土問題のケーススタディ、地図や写真を使ってできるだけわかりやすく、参加者と一体となったシンポジウムにするように工夫をしたところでございます。参加型の会議の開催となったということで評判がよかったのかなと考えております。この概要に

つきましてもホームページに公表させていただいております。

16 ページ、元島民に対します援護という事業でございます。一つは署名活動に対する支援でございます。

実績の欄にも書いてございますが、一つ目はさっぽろ雪まつりにおける署名活動への支援、あるいは全国で収集をされた署名の編さん管理、署名簿の製本等の支援を行っております。18 年度末におきましては署名数が、17 ページにわたりますが、89 万 8,791 人という数字でございました。この署名簿は、請願法に基づきまして、本年も 5 月に国会に請願をしたところでございます。昭和 40 年からスタートしておりますが、18 年度末までの総署名数 7,930 万 1,816 人という大変な数になっております。

二つ目は、戦前における北方四島での生活実態の資料の収集あるいは証言等の収集という観点で、17 ページですが、18 年度におきましては、四島のうち、国後島における当時の居住跡地図を作成いたしております。今後、択捉あるいは色丹につきましても作成するべく計画をいたしているところでございます。

三つ目ですが、年 4 回、元島民等により行われる北方四島への自由訪問事業、元島民の方々のふるさと訪問の事業とっておりますが、これにつきましても年 4 回、効果的に支援を行ったところでございます。

以上が一般業務関係の主な業績でございます。続きまして、貸付業務につきまして飛山所長からご説明を申し上げます。

飛山所長 札幌事務所で行っております貸付業務についてご説明をさせていただきます。

17 ページの「北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施」でございます。元島民等に対する援護措置でありますこの融資につきまして、趣旨を踏まえつつ、元島民のニーズに応じて効果的、効率的に実施するよう努めるということでございます。一つ目には融資説明相談会の充実強化でございます。これにつきましても今年度、

10 地区の開催計画をいたしまして、11 地区 12 回の開催をしているところでございます。

道内を中心に、千島連盟の各支部がございます。元居住者の団体でございますが、各支部の総会の場をおかりして融資説明相談会を実施しているところでございます。参加人数も若干、去年より落ち込んでおりますが、相談件数につきましてはこのような字になっています。次のページになりますが、ここに書いている地区のほかに、札幌と別海町等で開催をされているところでございます。

そうした説明相談会の効果についてでございますが、いろいろな意見とか要望がございます。集約いたしますと 4 点ほどございます。でございます事業資金等の利率の引き下げ、4 番目の借入資格の承継条件の緩和がございますが、3 番目につきましては、18 年度におきまして、他制度資金の利率の 8 割に設定をして皆様にご利用をいただいているところでございます。4 番目の生前承継の要件緩和について、昨年 12 月に法改正がなされてございます。生前承継を補完するための死後承継が創設され、来年の 4 月から施行されることが決まっております。

(イ)関係金融機関との連携強化でございます。これにつきましては、私どもは金融機関または組合の協力をいただいております。そうしたところの連携強化の状況でございますが、協会の直接貸付のほかに、利用者の利便性を図るということで、地元金融機関を通しての委託貸し、漁業協同組合等を通ずる転貸という三つの方法によりまして貸付を実施しているところでございます。こうしたところの連携強化ということ、関係者との連絡を密にしながら貸付を行っているところでございます。個別案件の協議に当たりましては、担当窓口者に事務処理のマニュアルを送付するなどしまして、緊密な連絡調整を行っているところでございます。ちなみに、転貸扱いの貸付が、124 名 6 億 1,300 万円、委託貸付が 16 人で 2 億 600 万円ということ、残りが直接貸付で 155 名、約 2 億円の貸付を行っているところでございます。

次に会議の内容でございますが、漁業協同組合担当者会議、関係機

関実務担当者会議を毎年 4 月に開催し、会議内容については記載とおりでございます。また、これらの会議のほか、年度末におきまして根室に出向き、根室管内の主要な組合さんを集めての会議も行ってございます。そうしたところで緊密な連絡、調整を行っているということでございます。

20 ページの生前承継の促進についてでございます。平成 8 年に導入されました融資資格の生前承継制度について、その内容、手続の周知を図るものでございますが、法対象者が高齢化になりまして、その生活基盤がお子さんやお孫さんに移行されているということから、その資格をお子さんやお孫さんに承継する制度でございます。こうした生前承継の実績等について、 で、元島民の年度末での生存者が 8,327 名いらっしゃいます。この中での子孫の同居比率でございますが、千島連盟が平成 17 年に調査をいたしましたところ、約 2,500 名を対象として実施しておりますが、この時の回収によりますと、同居比率が約 36% となっております。

そうした中で、承継可能者はどうかということでございますが、8,300 人に掛けますと、約 3,000 人の方が潜在的な法対象者であろうと言われております。そうした中で、既に承継されている者が 1,026 名でございますが、死亡した者は除いた数字でございます。それらを差し引きますと、未承継者が約 2,000 名いらっしゃると思っております。

ちなみに生前承継の実績ですが、この制度が始まりまして今日まで 1,194 名の方が手続を終えているということでございます。また、これらの人の借入の実績ですが、約 600 名、半分の方々が資金を利用しております、その額も 55 億を超えているところでございます。

生前承継の利用促進のための措置ということで、私どもは協会報「札幌だより」、ホームページ、千島連盟の広報誌などを利用して周知を図っているところでございます。

次に移りたいと思います。貸付業務の中で債権管理、回収関係のことでございますが、リスク管理債権の縮減がうたわれてございます。

その中でも、中期計画期間中、回収により 17 年度末残高以下に抑制する、二つ目としては、その中でもリスクの高い更生・生活資金につきましても、17 年度残高に対して 10% 以上縮減する、こうした目標を立ててございます。

これらの関係におきまして、貸付について先にご説明をさせていただきます。貸付額ですが、貸付計画 314 名の 14 億円に対しまして、本年度は 295 名 10 億 1,600 万の決定をいたしてございます。計画に対して、金額で申し上げますと約 73% ということでございまして、計画より落ち込んでいるところでございます。

審査・採択のあり方でございますが、事業資金につきましては、過去 3 カ年の生産・収支実績の安定性、預貯金の資産関係、借入金の負債の状況、それらを把握した上で資金効果の有無について審査を行っており、また、生活に必要な資金につきましては、資金の必要性和年齢、勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得の堅実性を重点におきまして審査を行っているところでございます。また、転貸、委託扱いにつきましては、貸付要領に沿い、取扱機関と事前に協議をし、直貸扱いにつきましても、借入予定者からの電話相談時において、過去の取引実績等を事前に把握した上で、懸念があれば追加書類などを追徴するなどして適宜、内部協議を実施いたしまして貸付に努めてございます。

次にリスク管理債権の関係でございます。リスク管理債権と、延滞債権督促マニュアルに基づきまして管理をいたしているところでございます。リスク管理債権の占める割合でございますが、平成 15 年が約 3%、18 年度では、年々改善されまして 1.97 ということで、2% を切っているところでございます。そうした中でリスク管理債権が的確に行われているか、時効で消滅した債権はないのか、破綻先の管理はどうかということでございますが、時効中断管理簿によりまして時効期日と時効中断を適切に管理しておりまして、時効によって消滅した債権はないということでございます。破綻先債権につきましては、破

綻手続の債権届出などにより適切に対処しているところでございます。連帯債務者、連帯保証人に対しては、債務承認、返済約定等の締結を行い、回収促進に努めているところでございます。破綻先債権につきましては、前年度に比較して約 540 万ほど減少しているところでございます。

次にリスク管理債権の状況でございます。お手元の資料 2 にもありますが、若干、評価の基準を変更させていただいております。ここでは、17 年度残高より減少しているか、社会情勢及び私どもからの説明を踏まえて、分科会において協議をするという判断をいただくとなっております。リスク管理債権の 18 年度末残高では 1 億 1,400 万でございます。前年に比べまして 1,200 万ほど減少をいたしているところでございます。比率につきましては 2.2% から 1.97 に縮減をしているところでございます。

他のリスク管理債権の比率でございますが、地域銀行、いわゆる地方銀行でございますが、金融庁のホームページによりますと、地域の銀行では 4.39、都市銀行におきましては 1.61 という数字が出ているところでございます。そうした関係から、私どもの 1.97 という数字でございますが、いいのではないかと理解をしているところでございます。

リスク管理債権は四つに分類されております。一番重い方から申し上げます、破綻先債権、6 カ月以上、3 カ月以上、貸付条件緩和債権という部類になっておりますが、そうした中で、条件緩和債権の残高につきましても、若干ですが減っているところでございます。

更生・生活資金のリスク管理債権でございますが、リスクの高い資金でございますが、これにつきましても全体の中から特出しをいたしまして公表をしているところでございます。前年度に比べまして、更生資金におきましては 17.3%、生活資金につきましては 13.8% ということで、前年度に比べまして改善をされているところでございます。回収のための取り組みでございますが、督促等の実施状況は適切かと

いう基準でございます。期首時点では合計 159 名の延滞者がおりまして、期中における延滞者を含め、延滞の長期化を防ぐことを重点に置きまして、下のような督促を行っているところでございます。3 カ月未満の延滞者であれば電話督促、3 カ月以上であれば、ちょっと強めの電話督促とか文書による督促、さらには顧問弁護士名による督促、さらには現地に出向いての実態調査をしているところでございます。こうしたことにより若干でございますが、11 名ほど減少させることができました。

23 ページの融資先の状況でございます。融資先の援護措置の趣旨にかなった資金の活用がなされているか、1 名当たりの貸付回数は適当なのかという基準でございますが、事業及び生活の安定に資することのできる案件につきましては融資を行っているところでございます。18 年度の決定状況でございますが、全体では 295 名 10 億 1,600 万、決定をしているところでございますが、大きく分けると、事業に必要な資金につきましては 118 名の約 5 億 8,000 万円、修学資金につきましては、高校、大学に行っている人の資金でございます。110 名で 6,100 万円、住宅の改良・新築といった住宅関連資金につきましては 34 名で 3 億 5,000 万円となっております。こうしたことから、貸付は元居住者が生活を維持する上で必要不可欠であるということで、また、援護措置の趣旨に十分沿った活用がなされていると理解しているところでございます。

ちなみに 1 名当たりの貸付件数でございますが、参考に記載しております 18 年度貸付の延べ人数について、初めて借りた人が 91 名で、約 3 割強、2 回目から 5 回目、6 回目から 10 回目、11 回以上と分けまして人数を記載しております。回数が多いのは、例えば 1 年以内の運転資金、漁業者であれば春先の着業資金ということで、漁業に着業する前にいろいろなことで必要とする運転資金がございまして、そうしたことで毎年借りている人もございます。事業資金を借りて、住宅資金を借りるという例もございます。皆さんがうまく利用されているの

かなと思っております。

最後になります。元島民等で構成されております団体、これは千島連盟のことですが、支部長、相談員等を対象といたしました融資業務研修会を開催しているところでございます。これにつきましては毎年5月に、関係者を集めて、色々な業務内容を説明申し上げ、資金利用の促進を図っているところでございます。

以上、雑駁ですが、貸付業務の報告でございます。

岩崎事務局長 24ページ以降であります。一つは予算収支計画、資金計画、これは後ほど財務諸表と合わせてご説明をさせていただきます。

28ページですが、人事に関する計画で、一つが人員の配置でございます。17年度に組織のフラット化を行いました。18年度は、機能的にこれを進めるために、職員の適性を把握した上での人事配置をしたということでございます。もう1点は人員の数、削減計画ということになります。冒頭申し上げましたとおり、本年度末までに1名、さらに次の期の中で1名、トータル2名を削減する計画がございます。業務実績、大変雑駁で恐縮ですが、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

上野分科会長 ありがとうございます。今の説明につきまして、委員の方から質問等ございましたらお願いしたいと思います。特にお二方には初めてですので、基本的な言葉等の問題でも疑問がありましたらどうぞ。

では、私から幾つか質問させていただきたいのですが、一つは5ページの標語募集というところで、はがきやインターネットによる募集を行い2,898件の応募があったということですが、昨年度は4,481件ということで、昨年に比べて数字としてはかなり減っているという印象ですが、これはどういうことなのかということと、それに対して自己評価はAでいいのかということですが。

北対協 昨年度4,481件というのは、平成17年度の数字でございます。

して、17年度は日露修好条約150周年記念ということで、国内的に北方領土、目が全体的にそちらに向けられていたことに伴ってこれだけの数字を示していると分析しております。それ以前については大体3,000件を前後しているということなので、17年度は例年より高かったという形で分析しております。

上野分科会長 わかりました。北方四島在住ロシア人の受け入れ事業のことが書いてありますが、日本人に対して、例えば北方館とかに見学に来た人たちに対してアンケート調査を実施したり、交流事業に参加した日本人に対してアンケートをやっているのですが、他方で、ロシア人に対してはアンケートをやっているのですか。

井上理事長 やっていません。

上野分科会長 ロシア人に対するアンケートだとロシア語で作成しなければいけないということがあるので、テクニカルな難しさがあると思いますが。

井上理事長 向こうの受け入れ組織もあってやっているわけですので、直接参加者に、受け入れ主体からとるのがいいのかどうかという問題が一つ基本的にあると思います。

そういう点では、直接は意向を聞いていませんが、受け入れ機関が四島の中で、実際には三島の中なのですが、それぞれ代表者が来て年に一遍、過去の反省と当年度の計画について打ち合わせをする時があります。そういうところで彼らの意見があれば出てくるというのが現在の仕組みでございます。これをさらに直接調査をするというのは、いろいろな意味で問題があるかと思いましたが、今のところ考えておりませんでした。

上野分科会長 わかりました。

17ページの、元島民等による自由訪問は、元島民の数自体は、高齢化に従ってだんだん減ってきていると思いますが、「など」が入っておりますので、元島民が亡くなられた場合であれば遺族とか、そういう方たちも含んでいるという趣旨ですか。

岩崎事務局長　そうです。

上野分科会長　わかりました。

17 ページの一番下のところですが、説明会、相談会のところですが、若干参加者数については減っているのですが、相談件数は 9 件ふえています。参加者数が減っているというのはどういう背景事情があるのでしょうか。

飛山所長　昨年 15 回あったのですが、今年は 12 回ということで、網走、標津、中標津は去年二日間あったのですが、今年は一日ということで、欠席、それから開催されていないということで若干人数が減っています。

上野分科会長　わかりました。私からの質問は大体そんなところですが、渡邊委員、大隈委員、何か質問がございましたらどうぞ。

渡邊委員　7 ページの北方領土問題検定は、検定試験制度の構築に当たるといことですが、どういうプランでおられるのか、もし差し支えなければ伺いたいと思います。

井上理事長　学生たちのアイデアです。啓発を進めるについてどうい方法があるだろうかというのがこの研究会のテーマでしたので、1 番目としては、学内あるいは地域で啓発活動をするためのマニュアルというアイデア。それとは別の角度から、最近、若干オタクっぽいですが、検定試験がはやっているので、そのようなものを北方領土について、つくったらどうだろうか。検定試験をやるとすれば、制度の構築ということになり、かなりいろいろなことを考えなければいけないと思いますが、とりあえず出発点として、目標は 1,000 本問題をつくって見たらどうか、ということで、参加した学生たちがつくったものです。実際は 1,000 本までいかないで 3 分の 1 で終わっていますが、とりあえず問題のコアができたので、今年はそれを数的にも少し膨らます、制度的に考える場合にはどうしたらいいのかということをし進めてみようというのが現段階です。完成するところまでは難しいと思いますが、一生懸命取り組んでいるところです。

渡邊委員 23 ページの上段に貸付の延べ回数を書いてありますが、この対象は北海道地区の漁業関係者でしたか。

飛山所長 元島民の方、旧漁業権者の方がいらっしゃいます。そうした方々に融資をしているのですが、北海道をはじめ富山県には多く法対象者がおります。法対象者は全国的に散らばっておりまして、多く住んでいるところは北海道、その中でも道東根室地区が多くなっております。そのほかに多いのが富山県とか、道外ではそういうところがございます。東京にも法対象者がおりますので、東京の方も利用されている人はいらっしゃいます。

渡邊委員 ありがとうございます。

大隈委員 評価基準について教えていただきたいのですが、21 ページの(エ)の貸付額で、年度計画で定められた限度額を超えていないかということが評価基準になって、年度計画比で人数が 94%、金額が 73%ということですが、これは限りなく低くなればいいというものではないわけですね。

飛山所長 事業報告書の 75 ページをお開きいただきたいと思います。年間の貸付計画、事業と生活に分かれまして、各種資金を計画して貸出をするわけですが、年間 14 億、決定額が 10 億 1,600 万ということで、今年は 295 名の方々に貸出をしている。一応頭は決めて、業務方法書の中で限度額 14 億円ということを決めてございます。そうした中での貸出を行うことになっており、この計画も近年、資金需要が落ち込み、平成 14 年から貸付決定が割り込んでおります。北海道の不況とか、そんなこともあるのかなあ、と思っております。住宅資金であれば、そういう事情もあるのかな、と思っておりますが、そうした中で、こういう状況が続いているところでございます。

井上理事長 どこが一番いいのか、大変難しい話でして、制度をつくって、関係者の生産、生活の安定をするという点では有効にマックス使われればいいという考え方が当然あると思いますが、片や、この数年大変強いのは、これについての利子の逆ざやが出た場合の補てん

を国費でやっているわけです。そういう点を考えるならば、政策目的上、必要最小限に絞るべきじゃないかという議論があって、どこが正解かというのは難しいと思います。評価基準は、最小限国が許容したアップアの額を超えてはいけない。そこはちゃんと守っているということで、そこは十分に守っていますと。

大隈委員 ありがとうございます。もう 1 点、先ほど上野先生からご質問があったのですが、17 ページの下の ですが、参加者数、地区数、開催数とありますが、評価基準で一番重視しているのは何でしょうか。

飛山所長 先ほど申し上げましたが、千島連盟の各支部で総会が開かれます。春先とか、大体第一四半期に集中しているんですが、皆さんが多く集まりますので、その場を利用して、融資の案内、資格の生前承継制度等について重点的に説明申し上げ、そこで相談も受けるということで頑張っているところです。今年は 10 カ所のところ、要望がございまして 11 地区で開催をしたということでございます。

大隈委員 ありがとうございます。

上野分科会長 この後、報告書もお読みいただいて、お帰りになった後で、質問等お気づきの点がございましたら、北方対策本部の事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

続きまして、平成 18 事業年度財務諸表等についてご説明をお願いしたいと思います。

岩崎事務局長 財務諸表をお開きいただきますと、2 ページから 6 ページまでが当協会全体の姿でございます。こちらも一般業務勘定と貸付勘定と分かれております。分かれましてご説明をさせていただきます。

26 ページをお開きいただきたいと思いますが、こちらが一般勘定の貸借対照表になっております。

26 ページ、資産の部ということで、流動資産と固定資産に分かれております。

流動資産といたしましては現金と預金でございます。翌年度に費用になるものでございます。具体的に労働保険料、火災保険料等の前払費用でございます。なお、現金と預金、後ほど申し上げますが、負債の部の運営費交付金債務、未払金、未払法人税、消費税、いわゆる税金と政府出資金の一部及び利益剰余金ということになっております。ここでは、現金と預金が1億6,527万、前払費用は23万の合計1億6,550万1,727円が流動資産の合計でございます。

固定資産でございますが、有形固定資産と無形固定資産、さらには投資その他の資産に区別をされております。有形固定資産は建物、車両、工具器具類でございますが、建物は業務報告でも申し上げましたが、根室管内に三つあります啓発施設のことでございます。車両運搬具でございますが、根室市にあります啓発バス、これが1台ございます。さらに根室の連絡事務所を持っておりますが、そこでの業務用の車両1台分でございます。工具器具備品は、全国各地にあります啓発広告塔、18年度17基ございましたが、これと事務所内の備品什器類でございます。合計で2億1,735万8,455円という数字でございます。無形固定資産でございますが、ホームページの関係のシステムあるいは会計システムのソフトウェア、さらには電話の加入権ということで474万872円となっております。次に、投資その他の資産ですが、賃貸しております東京事務所の敷金でございますが、1,062万6,840円でございます。以上の資産の合計ですが、3億9,822万7,894円でございます。

これに対しまして、27ページの負債の部でございます。流動負債と固定負債に分かれておりますが、まず流動負債でございます。

運営費交付金債務は、当協会が独立行政法人に移行いたしました平成15年度から18年度末までの運営費交付金の未使用分1億46万6,620円、これらの金額は、目標期間の最終年度において執行の計画予定がでございます。それに使わせていただくというものでございます。未払金は役職員の社会保険料、未払法人税は17年度の法人住民税でござ

います。未払消費税も 17 年度に、四島からの受入事業を外務省から受託をいたしておりますが、受託の収入にかかる消費税分、それぞれ未払として計上させていただいたものでございます。預かり金は役職員の住民税、所得税、社会保険料の預かり分、短期リース債務は、リースをいたしております根室の業務車両の 1 年以内に支払いするリース料でございます。以上流動負債の合計が 1 億 1,161 万 8,527 円でございます。

固定負債でございますが、資産見返運営費交付金は、運営費交付金で購入いたしました償却資産の減額償却の期末残高を示しております。長期リース債務でございますが、これも事務用車のリース分でございます。5 年リースをしておりますが、1 年以上の支払の債務 196 万円を計上させていただいております。以上固定債務が 3,025 万 7,541 円でございます。負債の合計でございますが、1 億 4,187 万 6,068 円になってございます。

資本の部、資本金の資本剰余金並びに利益剰余金でございますが、資本金の政府出資金約 2 億 7,590 万 8,000 円でございますが、当協会が独法として設立したとき、特殊法人時代から承継した資産相当分、固定資産と敷金などがございますが、この部分でございます。

資本剰余金ですが、旧協会からの承継資産、広告塔とかコンピュータのサーバの売却費用等々の累計額、18 年度におきましては 150 万円ほど除去し、マイナス 843 万円となっております。損益外減価償却累計額は、同じく承継された固定資産の減でございますが、減価償却累計額で、前年度から 960 万円ほど増加をいたしております、マイナス 4,586 万円になっております。資本剰余金の合計がマイナス 5,429 万 9,145 円になっております。

利益剰余金でございますが、旧協会の時代から承継された積立金、預金利息の積立でございますが、3,464 万 9,506 円と、受託事業で生まれました利益 9 万 3,614 円でございます。この 9 万 3,000 円につきましては後ほど申し上げますが、積立金として利益処分したいと考えて

おります。

以上資本合計は 2 億 5,635 万 1,826 円ではありますが、負債、資本の合計は 3 億 9,822 万 7,894 円となって、資産の部分とバランスをとっております。

28 ページの損益計算書でございますが、会計年度を通じた運営状況を明らかにするため、収益と費用を集計し、その差引により利益または損失を計算したものでございます。

まず計上費用でございますが、大きく三つに分かれております。

一つは、北方対策業務費で、国民世論の啓発あるいは北方四島との交流訪問事業、あるいは調査研究等に要した経費であります。金額的には 4 億 6,523 万 6,694 円でございます。二つ目が受託業務費、北方四島交流の中で、四島在住ロシア人の受入れ事業、外務省からの受託でございますが、収入として上がりました委託費でございます。金額といたしましては 6,555 万 1,553 円でございます。三つ目が一般管理費でございますが、役職員の人件費、事務所の賃貸料など事務費等々でございます。金額といたしましては 1 億 5,022 万 5,958 円となっております。これらの計が 6 億 8,101 万 4,205 円、これに対しまして経常収益でございますが、6 億 8,257 万 6,769 円となっております。

内容でございますが、運営費交付金収益、これは国から毎年度交付される費用、18 年度分でございます。政府の受託収入は、外務省からの受入事業、受託にかかる経費の収入でございます。資産見返負債戻入は、交付金で購入いたしました資産の当期償却額であります。財務収益は当期に発生いたしました預金の利息でございます。以上経常収益の合計から経常費用を引きますと 156 万 2,564 円の経常利益ということになってございます。

一番下の方ですが、臨時損失ということですが、固定資産であります広告塔 3 基を撤去した工事代金、固定資産除去損といたしまして 146 万 8,950 円が発生いたしております。したがって、当期におきましては 9 万 3,614 円の利益、先ほど申し上げたとおりではありますが、

この利益の処分につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

29 ページのキャッシュ・フローでございます。18 年度の一会計期間における現金の流れ、これを業務活動、投資活動並びに財務活動に分けて集計したものです。

業務活動によりますキャッシュ・フロー5,184 万 7,749 円、収入であります運営費交付金、受託によるもの、預金利息によるものがこれら収入であります。支出であります北方対策業務費、啓発支援費、人件費、受託業務に要する経費、その他の業務の支出等の差をあらわしているところでございます。

投資活動によるキャッシュ・フローといたしましては、1,042 万 1,240 円の減でございますが、収入は職員住宅、これまで借りておりましたが、これを解約いたしました敷金の返金、支出は有形固定資産の取得・処分、工事費の支出でございますが、これにかかる集計をあらわしたものでございます。

財務活動によるキャッシュ・フロー84 万円の減ですが、業務車両のリース債務の支払を行ったものでございます。

これらの結果、業務活動から、投資活動と財務活動によるものを差し引きました金額が期首残高よりも 4,058 万 6,509 円の増加で、資金期末残高で 1 億 6,527 万 1,064 円という結果になっております。

30 ページでございます。9 万 3,614 円の処分であります。利益を生じたときは、前年度の事業年度から繰り越した損失を埋めてもなおかつ残余がある場合には、その額を積立金として整理する。これは独法法人通則法 44 条の規定に基づきまして、当該総利益のこの金額を積立金として整理するものでございます。(案)ということで表記をさせていただいておりますが、主務大臣に財務諸表の承認を受けた段階で積立金として処分をするものでございます。ご了承のほどお願いをしたいと思います。

31 ページの行政サービス実施コストの計算書ですが、独立行政法人の業務運営について、国民が負担するコストを整理する目的で一覧表

を作成しているものでございます。

業務費用は、損益計算上の費用から、受託収入と預金利息である財務収益を相殺した 6 億 1,667 万円になってございます。損益外減価償却等相当額ですが、承継資産の当期減価償却額及び除去額でございませぬ。引当外退職給付増加見積額がございませぬが、全職員が退職したら発生するであろう退職金の本年度での増加分でございませぬ。機会費用でございませぬが、現在、地方公共団体から無償でお借りをしておりませぬ建物の土地でございませぬ。有償で借りるとどのくらいのお金が必要になるのかを、固定資産評価額を参考にいたしまして算出をしたものでございませぬ。政府出資または地方公共団体出資等の機会費用でありますが、政府出資金から資本剰余金を控除した額を 10 年ものの国債で運用した場合得られたであろう金額をあらわしております。国債利回りを参考に 1.650%での算出額を使って計算をいたしております。これらを合計した 6 億 3,368 万 3,871 円が行政サービス実施コストということであらわしたものでございませぬ。

32 ページから 35 ページ、注記事項、附属明細書につきましては、ただいま申し上げました計算書の作成のための基礎資料ということでございます。ご説明は省略をさせていただきます。

以上が一般勘定でございませぬ。貸付勘定につきましては飛山所長からお願いいたします。

飛山所長 43 ページの財務諸表についてでございませぬ。44、45 ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表でございませぬ。

資産の部でございませぬが、流動資産と固定資産に分かれてございませぬ。

流動資産として現金及び預金が 12 億 2,400 万円ございませぬ。この内訳でございませぬが、資本の部にございませぬ基金 10 億円を 1 年以内の定期預金として積み立てており、それを含めてのものであります。貸付金でございませぬが、一般債権、貸倒懸念債権を含めまして 56 億 6,000 万でございませぬ。貸倒引当金を控除しての残高が 56 億 2,500 万であり

ます。前払費用でございますが 80 万ほどございます。内訳は新年度 4 月分の事務所の借上料、18 年度分の労働保険料の過払分が含まれております。未収収益は、未収貸付金利息と未収受取利息でございます。未収受取利息につきましては基金口の 10 億円を計算したものであります。次に未収金でございますが、9 万 8,000 円ほどございます。これは代理店扱の貸付金が年度末に回収になったものを未収金として計上されているものでございます。流動資産の合計が 68 億 6,100 万円となっております。

次に固定資産でございますが、有形固定資産の工具器具備品で 1,400 万円、減価償却の累計を差し引きますと約 600 万円でございます。これにつきましては事務所内の書庫とかパソコン、コピー機、そういった什器備品類でございます。無形固定資産でございますが、ソフトウェアはコンピュータソフトの関係でございます。それから電話加入権、合わせまして 60 万円ほどでございます。投資その他の資産ということで、破産更生債権等、これは貸付金でございます。1 億 2,000 万円ほどございますが、貸倒引当金を控除しますと 3,300 万円でございます。固定資産の合計が 4,000 万円、両方合わせまして 69 億 200 万円という資産でございます。

負債の部では、流動負債と固定負債がございます。流動負債で預り補助金等 3,600 万円ほどございますが、これは国からの補助金を損益のところで収益化するわけですが、余った分を決算承認後、国庫にお返しする補助金でございます。次に 1 年以内の返済予定長期借入金でございます。私ども、貸付財源につきましては借入によって行っておりますが、19 年度返済される金額が 12 億 9,300 万円でございます。固定資産の中にも長期借入金がございますして 38 億 3,480 万円、合わせまして長期の借入金残高が 51 億 2,780 万円でございます。

流動負債に戻りますが、未払金でございますが 700 万円ほどございます。この内容でございますが、委託手数料、諸経費、社会保険料とか賃金、そういうものでございます。未払費用でございますが 1,900

万円ほどございます。内容でございますが、未払借入金利息等でございます。預り金が100万円ほどございまして、これは個人の所得税、住民税等です。前受収益が4万5,000円計上されておりますが、これにつきましては、貸付金の中で短期の貸付がございまして、その前取利息を計上しております。流動負債の合計が13億5,600万円でございます。

次に、固定負債でございますが、資産見返負債、資産見返補助金等でございますが470万円ほどございます。これにつきましては、新法人になりまして什器備品類を購入してございますが、そうした固定資産の残存価格見合分を計上しております。長期の借入金につきましては先ほど触れてございますので省略します。固定負債の合計が51億9,600万円でございます。

資本の部でございますが、資本剰余金、基金として10億円がございます。これは旧法人から承継された基金でございますが、これにつきましては定期預金ということで、預金の方で積んでいるところでございます。利益剰余金でございますが、これも旧法人から承継されたものでございます。この7億円につきましては現在のところ、資金繰り上、貸付金等に振り替わっているということでございます。

資本の合計が1億7,500万円、負債と合わせまして69億200万円ということで、資産の部とバランスがとれているということでございます。

46ページの損益計算書でございます。

経常費用でございますが、貸付業務費、業務委託費は代理店にお支払いする委託手数料のことでございます。このほかこうした経費がございまして、また、一般管理費の中には役職員給与等が含まれてございます。こうした経費がございまして、財務費用でございますが、支払利息、これは長期、短期の借入金利息でございます。経常費用の合計といたしまして2億4,100万円でございます。

これに対しまして、収益でございますが、補助金等収益は国からの

補助金でございます。1億5,500万円。貸付金利息、資産見返負債戻入は、新法人分の減価償却費を見合勘定として収益に計上しているものでございます。財務収益は主に基金利息であります。その他雑益として36円ございまして、経常収益の合計が2億3,800万円、差し引きしますと経常損失223万円ということでございます。次に臨時損失が12万7,000円、固定資産の除却損でございます。そのほかに臨時利益といたしまして、貸倒引当金の戻入益がございます。前年度に比べまして、18年度は貸倒引当金が減ということで、戻入益が230万円ほど出てございます。そのほか償却債権取立益、これは貸付金を償却した後、ご本人から入金になっているものでございます。合わせまして、臨時利益の合計が235万7,000円ということで、経常損失を差引いたしますと、当期の純利益が0円ということになってございます。

ここでつけ加えさせていただきますが、経常収益の中に補助金等収益1億5,500万円とお話しさせていただきましたが、これは国からの補助金であります。貸付勘定におきましては、年間かかった費用に対しまして、補助金をもらう前の貸付金利息収入等、そういった収益を差し引いた収支差について、すなわち収益の不足分について国から補助金をいただく仕組みになっておりまして、それが先ほど申し上げました補助金等収益の1億5,500万円となるわけでございます。以上が損益計算書でございます。

次にキャッシュ・フローでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、人件費、貸付による支出、委託手数料、その他の支出、収入では貸付金利息収入等がございます。業務活動によるキャッシュ・フローの関係では5,000万円ほど減ということでございます。

投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、定期預金の預入による支出、有価証券による収入ということで、7億円ずつ減と収入があるわけですが、これにつきましては昨年12月まで有価証券、農林中央金庫発行の、基金口としている7億円の利付農林債が満期になり

まして、これは全部定期預金に預け入れたということをごさいます、そうしたことの内容をごさいます。投資活動によるキャッシュ・フローでは 118 万円ほど減ということをごさいます。

財務活動によるキャッシュ・フローをごさいます、短期の借入による収入とそれの返済ということ、12 億 5,000 万円ずつごさいます。貸付財源については長期の借入によっております。こうしたことで、長期の借入金による収入、それによる返済ということ、長短の財務活動によるキャッシュ・フローは 3,550 万円減ということをごさいます。合計の資金の減少が 8,700 万円、期首残高が 3 億 1,100 万円ほどごさいました。期末残高は 2 億 2,400 万円ということをごさいます。貸借対照表で申し上げました金額が、現金及び預金で 12 億 2,400 万円と申しておりますが、ここでは 1 年ものの定期預金を持っている関係で、10 億円につきましては除外をさせていただいているところをごさいます。

行政サービスの実施コストをごさいます、貸付業務費等損益上の費用から自己収入を差し引きまして、業務費用の合計が 1 億 5,600 万円をごさいます。損益外減価償却相当額は、貸付勘定におきましては該当するものがごさいませんので 0 円をごさいます。引当外退職給付増加見積額は 1,290 万円ほどごさいます。機会費用につきましては、基金 10 億円を持っております。そうしたことで、年度末の 10 年ものの国債利回りが 1.65% という数字を持ちまして 1,650 万円、合計いたしますと、行政サービス実施コストは 1 億 8,600 万円をごさいます。

その他、注記と附属明細書については省略をさせていただきます。以上が財務関係をごさいます。

岩崎事務局長 60 ページ、61 ページは、それぞれの勘定の決算報告書をまとめさせていただいております。収入と支出の関係をごさいます。ご説明は省略をさせていただきます。

62 ページ、63 ページですが、当協会は長期借入金をごさいます。その関係で、通則法の 39 条あるいは共通政令第 2 条の規定によりまし

て、監査法人の監査を受けることになっております。当協会の監事の意見とともに、監査法人、あずさ監査法人でございますが、監査を受けた意見をつけさせていただいております。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

上野分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問がございましたらお願いしたいと思います。

渡邊委員 私の方からは別にありません。

大隈委員 私、今回が初年度ということで先日、レクチャーを受けまして、その時に財務諸表につきましてもご説明いただいて、ご質問させていただいてお答えいただいておりますので、特にこの場では結構でございます。

上野分科会長 わかりました。この後でお気づきの点、ご質問等がございましたら、先ほどと同様、事務局まで連絡をお願いします。

財務諸表につきましては、通則法の第38条により、主務大臣が財務諸表等を承認するに際して、評価委員会の意見が求められています。つきましては、この関係のご専門であります大隈先生に、財務諸表から読み取れる情報から、効率性等について問題がないかどうかをご検討いただきまして、次の分科会において、検討の結果をご報告いただきまして、その後の評価委員会として意見をまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

大隈委員 かしこまりました。

上野分科会長 平成18年度における北対協の随意契約の内容について説明をお願いしたいと思います。

岩崎事務局長 資料9をごらんいただきたいと思います。18年度における調達、随意契約の状況がどうであるかという観点の図でございます。この資料は、総務省の一定のフォームに基づきまして提出した資料でございます。

結論から申し上げますと、18年度、一定基準以上の契約件数5件、金額が5,600万ほどの契約ということで、随意契約は5件中2件、残

り3件が競争入札ということになってございます。

基準でございますが、総務省の指導によりますと、国と同一基準ではあります、協会独自に公表基準を持っております。これに合わせた形で、表の下の最初のものではあります、金額が書いてございますが、工事であれば、250万以上必ず競争しなさいという基本原則が書かれております。会計法と予算決算会計令の中の基準と同一であります。物品の購入でありますと160万以下で随契ができませんという基準があります。それに基づいて調べた結果、5件中2件が随意契約でございました。

1枚おめくりをいただきますと、3件の一般競争の内容と相手先をまとめさせていただいております。もう1枚おめくりいただきますと、随契の相手先と理由でございまして、2件ございまして、いずれも株式会社ジェイティビーを相手にした契約でございまして、契約内容といたしましては、四島からの在住ロシア人を私どもで受け入れた事業でございまして、

日露両政府の合意、条約的な手続でいいますと、口上書の取り交わしがありませんとなかなか公表できない案件がございまして、したがって、一般競争入札に資するためには、入札公告をかなり前から行う必要がございまして、その点で、外務省の了解が得られないものもございまして、1点、さらには、個々の事業実績、事業の内容が直前になりませんと決まらないという状況がございまして、緊急の競争入札は五日前というのがございまして、それにもなかなか入らない内容がございまして、したがって、18年度におきましては、こういう理由の中で2件の随契をさせていただいたということでございまして、19年度以降は必ずしもこれがいいものとは思っておりませんので、可能な限り競争性を持たせる。例えば公告をした一般競争入札ができないまでも、見積合わせをすとか、そういう努力はしていきたいと思っております。

もう1枚おめくりいただきますと、参考ですが、17年度における調

達ということで、これも一定基準以上が 5 件ございました。そのうちの随意契約が 4 件であります。そこから見ますと、少し努力ができたのかということは申し上げさせていただきたいと思います。

雑駁ですが以上でございます。よろしく願いをいたします。

上野分科会長 ありがとうございます。随意契約については、国における扱いと同様に、特段の必要性がない限りは行わないことになっております。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

渡邊委員 ありません。

岩崎事務局長 よろしくご理解のほどお願いいたします。

上野分科会長 今のことについては、後ほど気がついた点がありましたら、事務局までご連絡をお願いします。

今後の予定につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

山本参事官 資料 10 をご覧いただきたいと思います。資料 10 に書かせていただいているとおりですが、今日のご意見等を踏まえまして、この評価につきまして、資料 5 の総合評価表の評価欄にご記入いただいて事務局にご提出いただけたらと思っております。それを事務局で取りまとめ、各委員に順次ご確認いただいて、次回 9 月 11 日を予定しておりますが、その時に諮らせていただければと思います。

貸付の部分につきましては水産庁の評価委員会の意見も聞くことになっておりますので、8 月 22 日、水曜日の水産分科会で内容が決定されて内閣府に発出されてくる予定になっております。

内閣府の独立行政法人評価委員会が 8 月にあるのですが、分科会が、委員の皆様のご都合で、どうしても 8 月の開催が無理ですので、8 月の本委員会ではこの評価の報告はしないでおくという形にさせていただきます。随意契約に関する資料は、本委員会でも資料として配付したいと思っております。

5 番でございますが、9 月 11 日開催予定の次回の分科会で、項目別

あるいは総合評価表についてご審議をいただき、委員会としての評価書を決定することになっています。評価結果は、政策評価・独立行政法人評価委員会、北対協あてに通知して公表するというところでございますのでご承知おきいただければと思います。

なお、特に資料はないのですが、そういうことと別に、今申し上げられることはほとんどないのですが、先ほどのお話にありましたように、北対協につきましては昨年度、前倒しで、行革推進法に基づきましている見直しをし、昨年12月に行革推進本部で見直しの方針案が決定されております。普通であれば、それを踏まえて今年度中に、平成20年度から24年度の間、次期中期目標を策定して、見直し方針に既に記されている事項が確実に履行されるようにしていくのが基本だと思っているわけですが、それとは別にというか、重ねてと言うべきかわかりませんが、今年の6月19日に経済財政改革の基本方針2007という中で、独立行政法人については、101法人全部について、原点に戻って見直しをなさうということが決まっております。原則として官から民へとか、競争原則とか、ほかの外国との整合性原則とか、見直しの三原則が示され、独法を見直して、存続する法人はすべての事務事業で市場化テストを検討しなさい、とかいろいろ言われているんですが、そういうことを踏まえながら、各主務大臣が8月中に整理合理化案をつくることに一応決まっているんですが、去年、ある程度抜本的にやったつもりではありますので、それとの関係をどういう風にしていくか、今日時点では、こういう精神で説明をするのかな、と思っていますが、それ以上のことは申し上げられませんが、これに関連して、どうしてもということであれば、個別にでも、8月中に必要であればご説明したいと思っておりますし、その流れも見ながら、9月11日に必要なご報告などができることがあればしたいと考えております。

明確にお話しできる点がなくて恐縮でございますが、そんなことでございますので、合わせてご報告させていただきます。以上です。

上野分科会長 ありがとうございました。最後に、2月23日に開催されました第10回の分科会の議事録を資料12としてお配りしております。必要な修正を加えて既に公開済みのものです。参考までにお持ちください。

以上をもちまして、本日予定されておりました議題はすべて終了いたしました。ご多忙の折、長時間ご審議いただきありがとうございました。